

## 第3部

### 資料

第1章 計画の指標

第2章 基本法の施行に伴う区市町村への  
現況把握調査

第3章 その他

第1節 令和6年度東京都認知症施策推進会議  
審議経過等

第2節 令和6年度東京都認知症施策推進会議  
委員及び幹事名簿

第3節 認知症施策推進事業実施要綱

第4節 区市町村、事業者等、認知症の本人・家族等  
とのヒアリング

# 第1章 計画の指標

基本計画で定められたKPI及び戦略の政策目標を踏まえ、本計画では以下の指標を設定します。

なお、基本計画で定めるKPIについて、今後、国において具体的な調査方法やKPIに基づく認知症施策の評価の在り方を検討することとされており、その状況を踏まえ、本計画の指標の見直しを実施する予定です。

取組	指標	現状
認知症のある人の社会参加を全区市町村に展開	62 区市町村 (令和 11 年度)	— (令和 7 年度上半期に実績把握予定)
認知症検診事業を全区市町村に展開	62 区市町村 (令和 11 年度)	21 区市町 (令和 5 年度)
認知症のある人・家族等が区市町村計画策定に参画する取組を全区市町村に展開	62 区市町村 (令和 17 年度)	— (今後実績を把握)
認知症サポーターが地域で活動するための仕組みを全区市町村で創出	62 区市町村 (令和 7 年度)	26 区市 (令和 5 年度)
「日本版BPSDケアプログラム」を全区市町村に普及	62 区市町村 (令和 7 年度)	45 区市町村 (令和 5 年度)
新たな予防と健康づくりの取組を普及	東京都健康長寿医療センターが保有するビッグデータを活用した新たな予防と健康づくりの取組が普及 (令和 12 年度)	・ ビッグデータを活用したTOKYO健康長寿DB の試験的運用 ・ 開発した脳疾患診断システムの検証 等 (令和 4 年度)

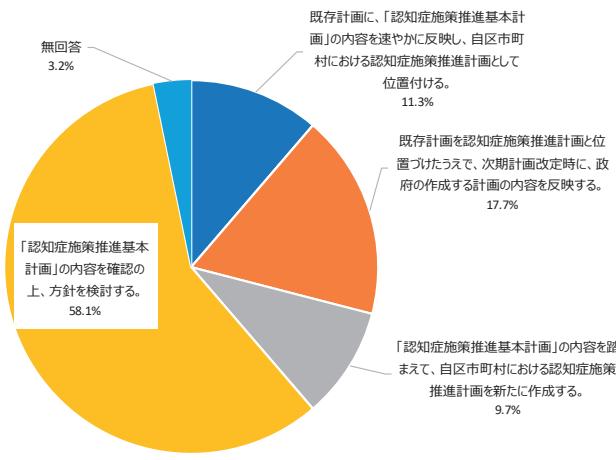
## 第2章 基本法の施行に伴う区市町村への現況把握調査

### 【調査結果速報】

#### 認知症基本法の施行に伴う区市町村への現況把握調査について（令和6年度）

##### 第1 計画策定状況について

認知症基本法が令和6年1月1日に施行され、国は1月26日に開催した第1回認知症施策推進本部において、都道府県・市町村計画について、令和6年秋以降に閣議決定予定の「認知症施策推進基本計画」を踏まえて作成するよう、示しました。これに対する貴区市町村の対応について伺います。あてはまるものを記入ください。

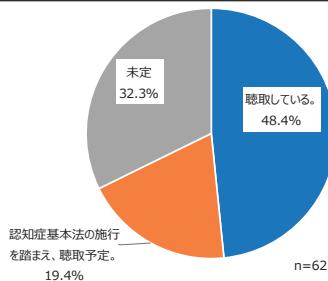


n=62

## 第2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

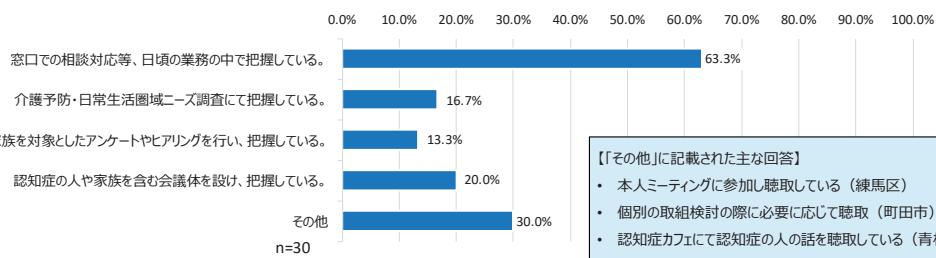
### 1-1 認知症の本人からの意見の聴取について

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症の人から意見を聴取していますか。



### 1-2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

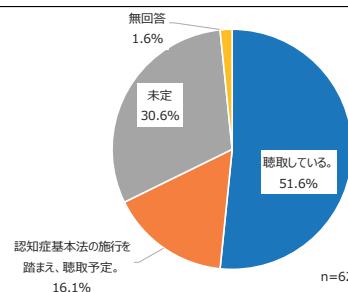
1-1で「聴取している。」と回答した場合、具体的な聴取方法について、あてはまるものご記入ください。（複数回答）



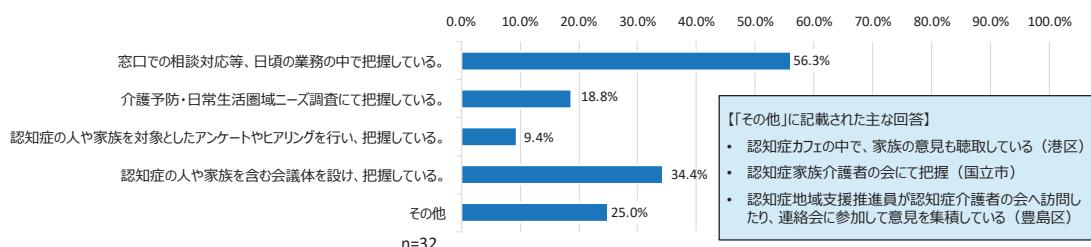
## 第2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

### 2-1 認知症の人の家族への意見聴取について

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症の人の家族から意見を聴取していますか。



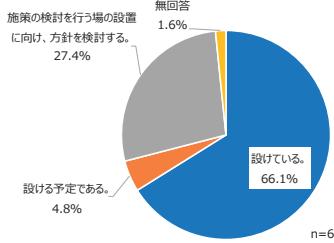
### 2-2 2-1で「聴取している。」と回答した場合、具体的な聴取方法について、あてはまるものご記入ください。（複数回答）



## 第2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

3 認知症施策について検討する会議体の設置について

① 貴区市町村では認知症施策について検討を行うための会議体を設置していますか。



3 認知症施策について検討する会議体の設置について

② (①において「設けている」と回答した場合の会議体)

【主な回答（会議体名称・設置目的抜粋）】

- 「認知症施策検討会議」（認知症総合支援事業に関連した事業等を関係者間で企画、検討、実施）（東村山市）
- 「認知症施策事業推進委員会」（認知症の者が本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でのよい環境で暮らし続けられるとともに、認知症の者及びその家族が安心できるよう、認知症施策を推進するため）（小金井市）
- 「認知症施策評価委員会」（認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた調査審議を行い、評価結果を区の施策に反映させる）（世田谷区）
- 「認知症高齢者ネットワーク会議」（認知症になっても住み慣れた地域や家庭において暮らし続けられるよう、認知症対策に関する各種事業について関係団体、関係機関と連携を図り、認知症対策を総合的かつ効果的に推進していくことを目的として設置）（八王子市）

3 認知症施策について検討する会議体の設置について

③ (①において「設ける予定である」と回答した場合の会議体)

【主な回答（会議体名称・設置目的抜粋）】

- 「葛飾区認知症施策推進計画検討委員会」（葛飾区認知症施策推進計画の策定）（葛飾区）
- 「本人ミーティング」（認知症当事者の意見聴取）（国立市）

## 第2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

4 計画策定にあたっての課題

計画策定にあたり、貴区市町村が課題と感じていることを下記にご記入ください。

【主な回答】

- 認知症高齢者が非常に少なく、当事者やその家族からの意見を反映させることが難しい（利島村）
- 現在計画期間中の認知症に関する計画との整合性の担保（板橋区）
- 介護保険事業計画との連動性・整合性の担保（品川区）
- 自治体としての規模が小さく、人員不足（青ヶ島村）
- 認知症の人や家族等の声を計画に反映させる方法（荒川区）
- 当事者の声は日頃から少しずつ拾っているが、計画策定に必要な声がどのレベルのもので、どのように計画に反映させるかは課題に感じている（墨田区）
- 現状、認知症当事者が集う場（本人ミーティングなど）がなく、認知症の人や家族等の声を計画へどのように反映するかが課題（武蔵野市）
- 認知症の人や家族の声は多様であり、単純に意見の数だけで現状を捉えるのは難しい。また、認知症の方が多くいる中で、具体的にどの個人の声を聴くのが、計画策定にとって適切かの判断が難しい（小平市）
- 認知症の人や家族等の声の反映方法 ※選定方法、人数（会議体における比率）、意見を話しやすい環境作り（品川区）
- 『認知症になつても、そうでない人も、ともに暮らせるまちづくり』について、どのように住民を巻き込んでいくか（立川市）

### 第3－1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(1) 学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進について

貴区市町村において、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進に向け、実施している（又は実施予定の）取組をご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「認知症センター養成講座」（区内小・中・高・大学及び地域サロンや認知症カフェ等において認知症センター養成講座を実施する）（板橋区）
- ・「認知症キッズセンター養成講座」（若年層への認知症の理解促進・普及啓発を目的に開催）（千代田区）
- ・「認知症医学講座」（専門機関との連携により、認知症について基礎から専門知識まで学ぶ）（練馬区）
- ・「福祉教育ハートフルプロジェクト」（市内の小学校の児童に対して、障害のある当事者等からの講演などを実施している。様々な障害種別の方にご協力いただいている中の一つとして、認知症のご家族の方からもご講演いただいている）（日野市）
- ・「『認知症なび』コーナー」（認知症予防に関する図書コーナーを設置し、資料の収集や提供を行う）（葛飾区）

### 第3－1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について

I 認知症センター養成講座の開催についてご記入ください。

【主な回答（対象者・開催方法・回数等）】

- ・住民、企業（警備会社、金融機関、商店街等）、町会、老人会、小・中学生、高校生、警察、区役所職員（住民や企業、学校、団体等からの依頼を受け、随時開催。区で年間5回程度開催（土曜や夜間開催）。年間で合計約30～40回開催予定。）（台東区）
- ・一般区民、町会、地域住民、区立小中学校児童、高校、大学、区職員、銀行、郵便局、保険会社、製薬会社、介護事業所職員 等（地域からの依頼や小中学生向けに、地域包括支援センターの働きかけにより随時開催している。）（文京区）
- ・民間企業、金融機関、地域の交流サークル、大学、高校、中学校、小学校、市職員、児童館、病院（出前講座（5名以上の申込みがあった団体に対して認知症地域支援推進員、市職員等のキャラバン・メイトが実施））（多摩市）

(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について

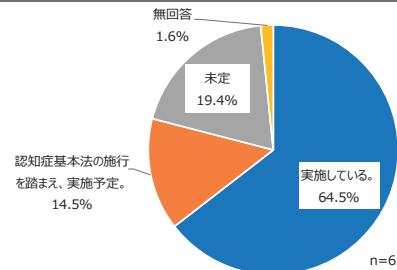
II 認知症センターステップアップ講座の開催についてご記入ください。

【主な回答（内容）】

- ・認知症対応力向上のための研修を開催し、認知症カフェの立ち上げについても説明している（年1回）（あきる野市）
- ・チームオレンジの一員として活動をしたい方等を対象に、新規の方を対象とした基本編、既に活動している方を対象とした応用編の二本立てで開催（狛江市）
- ・認知症についてより深く学びたいと考える認知症センターを募り、活動事例の紹介や対応力向上のための研修を開催（年3回程度）（府中市）

## 第3－1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

- (2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について  
 Ⅲ 認知症サポーターの活用に向けた取組（チームオレンジ等）について  
 (ア) 貴区市町村では、認知症サポーターの活用に向けた取組を実施していますか。



- (2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について  
 Ⅲ 認知症サポーターの活用に向けた取組（チームオレンジ等）について  
 (イ) (ア) の回答が「実施している」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「チームオレンジの構築及び活動」（チームオレンジステップアップ講座を受けた認知症サポーター等が支援チームをつくり、地域における認知症高齢者等のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジを構築していく）（渋谷区）
- 「認知症サポーター・ボランティア交流会」（認知症サポーター・ボランティアのフォローアップ及びボランティアの交流によるチームオレンジに向けた意識の醸成）（西東京市）
- 「コミュニティ・ガーデン」（有料老人ホームのテラスにて、参加メンバーとガーデニングを通して取り組みたいことを話し合う）（三鷹市）

## 第3－1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

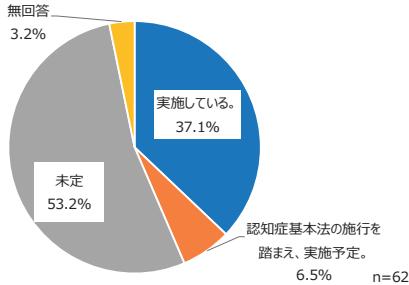
- (2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について  
 Ⅳ キャラバン・メイト養成研修の開催についてご記入ください。

## 【主な回答（対象者・規模等）】

- 区内介護事業所職員もしくは認知症サポーター養成講座を定期的に開催している企業担当者（50名程度）（品川区）
- 認知症サポーターで、区内在住勤の希望者（30名程度）（江戸川区）
- 認知症支援リーダー、地域包括支援センター職員、市内居宅・グループホーム・小規模多機能、民生委員等（小平市）
- 区立施設、社会福祉協議会、企業等（港区）

### 第3－1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

- (2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について  
V キャラバン・メイトへのフォローアップ・支援について  
(ア) 貴区市町村では、キャラバン・メイトへのフォローアップ・支援を行っていますか。



- (2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について  
V キャラバン・メイトへのフォローアップ・支援について  
(イ) (ア) の回答が「実施している。」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「キャラバンメイト連絡会」（市内のキャラバンメイトを集め、キャラバンメイト同士の情報交換やサポーター養成講座の開催時期を調整する。）（羽村市）
- 「キャラバンメイトステップアップ研修会」（キャラバンメイトのスキルアップを目指したプログラムとして、講師による講義及びグループワークを実施。講座を実施する際の工夫等を情報交換し、キャラバンメイト同士の交流による能力向上を図る）（江東区）
- 「キャラバン・メイトの会」（日常生活圏域ごとにメイトが集まり、地域の方に向けた認知症カフェ、迷子高齢者声掛け講習会等様々な活動を通じ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを行う）（荒川区）

### 第3－1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(3) その他の取組について

① 普及啓発

その他、認知症の人に関する理解の増進のために貴区市町村において実施している（又は実施予定）取組があればご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「認知症に関する市民講座」（認知症の理解を目的とした市民向けの事業を展開）（昭島市）
- 「認知症を語ろうミニーテイング」（年1回開催。Dカフェを運営しているNPO法人等で組織された実行委員会と共に開催で、フォーラムや専門医による個別相談等を開催している）（目黒区）
- 「認知症専用サイトの開設」（認知症と疑われる症状が発生した場合、いつ・どこで・どのような医療や介護、地域の社会資源等を利用することができるか等、認知症に関する多岐にわたる情報を整理し、一元化した認知症専用サイトを開設）（渋谷区）
- 「認知症ケア講座」（認知症ケアに携わる介護・福祉・医療職と区民を対象に、認知症についての知識や技術、認知症の人との関わり方や認知症ケアのあり方を学び、認知症とともに安心して暮らし続けられるまちを支える人材の養成を（現在は年10回）行う）（千代田区）

(3) その他の取組について

② 本人情報発信の取組

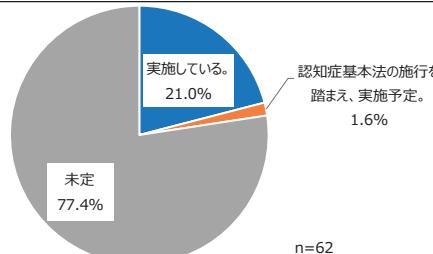
普及啓発を目的とした認知症の人本人による発信に関して貴区市町村において実施している（又は実施予定）取組があればご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「若年性認知症講演会」（区医師会に委託し、若年性認知症への理解を深める区民向けの講演会を実施）（板橋区）
- 「認知症企画展示」（令和5年度は図書館での展示を企画実施。認知症当事者の方にポスターを作成していただきたり、作成過程やメッセージも展示。認知症になつても私らしくある姿を認知症地域支援推進員が当事者へインタビューし、当事者のメッセージとともに作品や活動紹介を映像で行った）（墨田区）
- 「認知症シンポジウム」（認知症当事者および支援者によるトークセッション）（調布市）

## 第3－2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ① 移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保について  
 (ア) 貴区市町村では、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保のための取組を実施していますか。



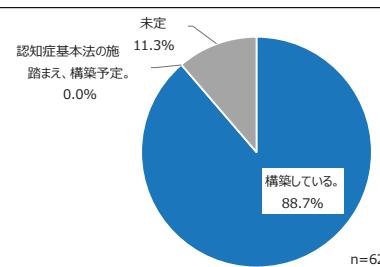
- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ① 移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保について  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「レモンキャブ」（バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢の方や障害のある方（要介護者や障害者手帳取得者等）の外出を支援）（武蔵野市）
- 「高齢者等外出支援事業」（公共交通機関の往来がない地域に対してドアツードアの移動支援を実施）（檜原村）
- 「送迎サービス」（受診等に伴う移動手段の提供）（利島村）

## 第3－2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について I 行方不明・身元不明対策  
 (ア) 貴区市町村では、SOSネットワークを構築していますか。



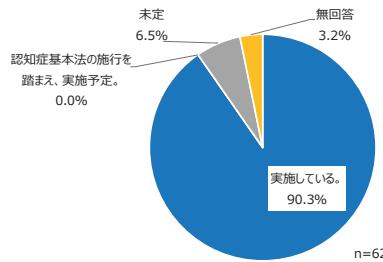
- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について I 行方不明・身元不明対策  
 (イ) (ア) の回答が「構築している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、構築予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）を具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「検索依頼情報周知」（徘徊による行方不明が発生した場合、家族の希望により関係機関へ連絡し、対象者早期発見のための情報提供を行う）（小金井市）
- 「認知症高齢者見守りGPS利用助成事業」（GPS端末機を利用して高齢者の居場所探索サービスの利用料の助成を行う）（墨田区）
- 「みまもりキーホルダー・みまもり反射シールの交付」（外出に不安のある高齢者の見守り支援のため本人確認番号を記載した「みまもりキーホルダー」と靴に貼り付けて使用する「みまもり反射シール」を希望者に交付する）（江東区）
- 「みまもりあいプロジェクト」（スマートフォンの検索アプリを利用して、認知症により家に帰れなくなった高齢者の家族等が協力者に検索を依頼し、早期発見・保護につなげるための見守り活動）（杉並区）

### 第3－2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について Ⅱ 見守り事業（Ⅰ 行方不明・身元不明対策に該当するものを除く。）  
 (ア) 貴区市町村では、見守り事業を実施していますか。



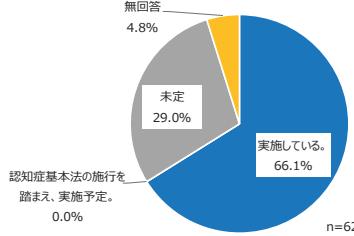
- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について Ⅱ 見守り事業（Ⅰ 行方不明・身元不明対策に該当するものを除く。）  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）を具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「高齢者見守り相談窓口事業」（ひとり暮らし高齢者など孤立しがちな高齢者の生活実態を把握し、関係機関と連携した専門的な見守りを行い必要な支援につなげるとともに、地域における高齢者の身近な相談窓口を設置して高齢者の在宅生活における安心を確保する）（千代田区）
- 「高齢者配食サービス」（65歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方を対象に、月～金の週5日間、安否確認のために手渡しで夕食を配食）（東村山市）
- 「あんしん見守り事業」（地域包括支援センターに「見守りコーディネーター」を設置し、身近に生活状況等の変化を察知する親族等がおらず、社会交流も乏しく孤立のリスクが高い高齢者に対して、相談・支援に応じる。また、ニーズを持った高齢者と『見守りボランティア』をマッチングし定期的な安否確認の訪問を実施する）（世田谷区）

### 第3－2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について  
 Ⅲ 地域のネットワーク作りについて（※Ⅰ 行方不明・身元不明対策又はⅡ 見守り事業に該当するものを除く）  
 (ア) 貴区市町村では、地域のネットワーク作りについて取組を実施していますか。



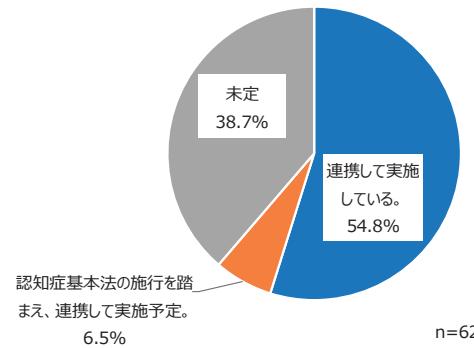
- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について  
 Ⅲ 地域のネットワーク作りについて（※Ⅰ 行方不明・身元不明対策又はⅡ 見守り事業に該当するものを除く）  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）を具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク」（ひとり暮らしの高齢者を地域で見守り支えるため、民生・児童委員、地域包括支援センターなどで情報交換を行い、ネットワークの強化を図る。また、「ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿」を作成し、関係機関に配付して、緊急時の対応などに活用する）（板橋区）
- 「地域懇談会」（地域毎に、地域包括支援センターが主催となり、高齢者に関係する機関・団体との意見交換を行うことで、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域のネットワークを構築）（中央区）
- 「おたがいさまネットワーク」（地域住民・商店・事業所・公共機関・地域包括支援センター等が連携して認知症の早期発見、見守り体制の連携強化を図る。また各団体との情報共有等のための研修会を開催）（北区）

## 第3－2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

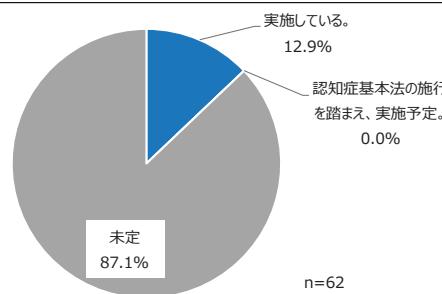
- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について  
 IV 生活支援体制整備事業との連携について  
 I～IIIで何らかのネットワーク作りを行っている場合、生活支援体制整備事業(介護保険法第115条の45第2項第5号)における生活支援コーディネーターや協議体との連携を図っていますか。



※③ その他、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のために実施している取組の回答結果については省略

## 第3－2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (2) 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組  
 ① 認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進に関する取組について  
 (ア) 貴区市町村では、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進について取組を実施していますか。



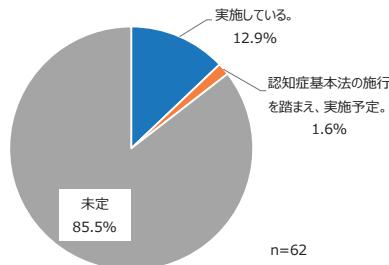
- (2) 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組  
 ① 認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進に関する取組について  
 (イ) (ア)の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「認知症フレンドリー協議会」（認知症の人や家族、民間企業、行政等が協力して、認知症になっても、自らの権利や意思が尊重され、能力を發揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会（認知症フレンドリー社会）の実現を目的として開催）（板橋区）
- ・「認知症関係展示会」（認知症の本人の自立した生活を支援するため、介護機器の展示等で認知症の理解を深める。）（文京区）

### 第3－2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (2) 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組  
 ② 事業者向けの指針や民間事業者の自主的な取組を促進するための取組について  
 (ア) 貴区市町村では、事業者向けの指針の作成・普及や、民間事業者（金融・小売・住まい・娯楽・飲食・学習等）の自主的な取組を促進するための取組を実施していますか。



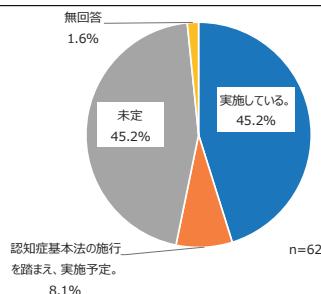
- (2) 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組  
 ② 事業者向けの指針や民間事業者の自主的な取組を促進するための取組について  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「認知症サポート企業・大学登録事業」（認知症の正しい理解を持ち、認知症の人を含む高齢者を支える取組を積極的に実施している企業や大学を登録・公表することにより、認知症の人を含む高齢者にやさしいまちづくりの実現に向けた社会的機運の醸成を図る）（千代田区）

### 第3－3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

- (1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について  
 ① 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保に関する取組について  
 (ア) 貴区市町村では、当事者ミーティング等、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保のための取組を実施していますか。



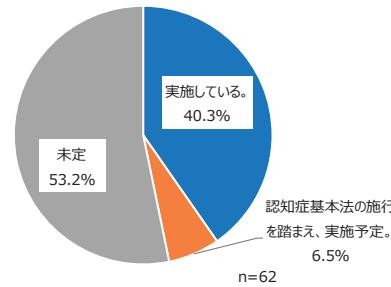
- (1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について  
 ① 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保に関する取組について  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「本人ミーティング」（認知症初期の本人からの希望があり本人ミーティングを開催）（豊島区）
- 「オレンジカフェ」（市職員がレクチャしながら認知症サポーターによるオレンジカフェを開催）（福生市）
- 「あしたの会」（当事者会・家族会と共に開催し、認知症の方とその家族の方、認知症に関心のある方に対し、認知症についての正しい理解を深め「認知症の方もそうでない方も地域で共生していくこと」を目指した講座を開講）（多摩市）

## 第3－3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

- (1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について  
 ② 認知症の人の社会参加の機会の確保に関する取組について  
 (ア) 貴区市町村では、認知症の人の社会参加の機会の確保のための取組を実施していますか。



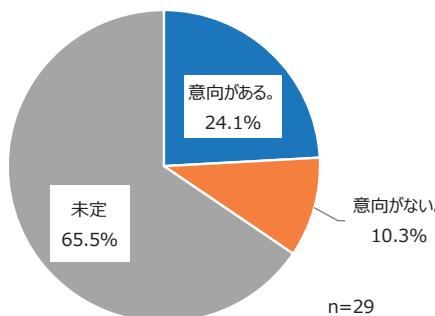
- (1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について  
 ② 認知症の人の社会参加の機会の確保に関する取組について  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「認知症の人の社会参加推進事業（予定）」（認知症の人を含めた多様な関係者が社会参加推進するための意見交換を行う。）（小平市）
- 「認知症の人の社会参加推進検討会（予定）」（認知症の人の社会参加をテーマに、区民代表・地元企業・地域包括・社協等と仕組みや社会参加の場の確保等について幅広く話し合う）（文京区）
- 「認知症当事者によるボランティア活動の後方支援」（認知症当事者によるボランティア活動の企画運営についての後方支援を行っている）（調布市）
- 「D活」（認知症の人の社会参加を目的に、認知症の人と社会資源とのマッチングを行うワークショップ）（町田市）

## 第3－3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

- (1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について  
 ② 認知症の人の社会参加の機会の確保に関する取組について  
 (ウ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、都の「認知症の人の社会参加推進事業」への参加の意向がありますか。

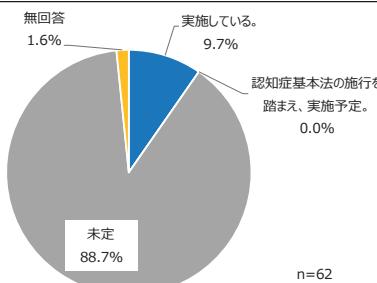


### 第3－3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

(2) 認知症の人への就労支援・若年性認知症に関する取組について

① 認知症の人への就労支援

(ア) 貴区市町村では、若年性認知症の人その他の認知症の人に対して就労支援を実施していますか。



(2) 認知症の人への就労支援・若年性認知症に関する取組について

① 認知症の人への就労支援

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称・事業内容・目的抜粋）】

- 「若年性認知症相談窓口」（認知症支援コーディネーターが関係機関と連携して支援）（杉並区）
- 「若年性認知症就労継続体制整備支援事業」（若年性認知症と診断された区民を雇用する法人又は事業所に、本人の雇用を継続するための体制整備費用を助成する）（江戸川区）
- 「福祉の総合相談窓口」（制度や分野ごとに分かれた縦割りの支援ではなく、福祉のさまざまな相談を受け止め、相談者に寄り添い、解決に向けてサポート）（目黒区）

### 第3－3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

(2) 認知症の人への就労支援・若年性認知症に関する取組について

② 若年性認知症に関する取組について

貴区市町村における若年性認知症に関する取組（予定も含む）について、ご記入ください。

【主な回答（取組名称・事業内容・目的抜粋）】

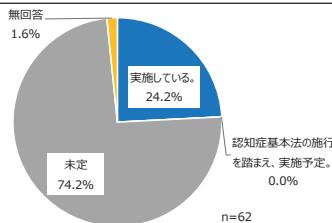
- 「若年性認知症支援関係者連絡会」（若年性認知症支援に関わる関係者が情報交換、意見交換を行う連絡会を年1回実施）（豊島区）
- 「若年性認知症関係者学習会」（若年性認知症の支援に係わる関係機関と介護者に向けた学習会を開き、支援のスキルアップ及びネットワーク構築を図る）（府中市）
- 「市主催会議への若年性認知症当事者の出席」（当事者が会議へ参加いただき、制作物への意見を頂いている）（日野市）
- 「若年性認知症家族会」（若年性認知症の方を介護する家族同士の情報交換と交流の場を設けるため開催）（西東京市）
- 「若年性認知症対応型デイサービス」（認知症対応型デイサービスに若年性認知症対応型を含めて社会福祉法人に委託）（渋谷区）
- 「若年性認知用パンフレットの作成」（若年性認知症の正しい知識の普及啓発を目的としたパンフレットを作成して配布）（港区）
- 「若年性認知症支援府内連携会議」（若年性認知症の人の支援を行う府内関係所管及び若年性認知症総合支援センター・認知症疾患医療センターとの連携体制を構築するための会議を開催）（八王子市）
- 「若年性認知症本人・家族交流会」（認知症地域支援推進員が主体となり、若年認知症のご本人や家族が気軽に集まり、情報共有等を行うことができる場所づくりのため、交流会を開催）（足立区）

### 第3－4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

(1) 認知症の人の意思決定支援について

①「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月厚生労働省）」（平成30年7月5日付都認知症対策担当課長→各区市町村認知症施策主管課長宛通知）を活用した人材育成等、意思決定支援の取組を実施していますか。



4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

(1) 認知症の人の意思決定支援について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

■専門職

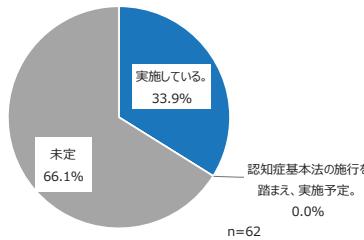
- ・「包括的継続的ケアマネジメント事業」（ACPに関する研修の開催）（国分寺市）
- ・「高齢者権利擁護基礎研修」（高齢者の虐待防止や権利擁護を学ぶ研修の中で、意思決定・支援について取り上げている）（墨田区）
- 住民
- ・「認知症支援リーダー養成講座」（「認知症の人の日常生活・社会参加における意思決定支援ガイドライン」を講座の内容に盛り込み、人材育成を実施）（小平市）
- ・「未来ノートの普及啓発」（「自分の意思を表明できなくなった時に、自分らしく生きるために準備する「未来ノート」の販売と書き方講座の開催）（府中市）

### 第3－4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

(1) 認知症の人の意思決定支援について

③ 貴区市町村では、地域包括支援センター等で、認知症（MCIを含む）の人のACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する取組を実施していますか。あてはまる番号を右欄にご記入ください。



4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

(1) 認知症の人の意思決定支援について

④③の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

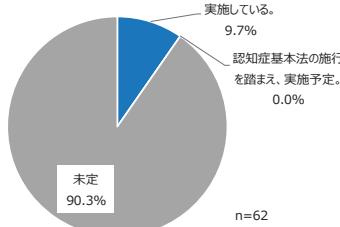
- ・「私の在宅療養ハンドブック」（在宅療養について、医療・介護資源の情報や、人生会議・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について掲載した、私の在宅療養ハンドブックを作成し、普及啓発に努めている）（東大和市）
- ・「エンディングノート「じぶんノート」の配布」（個別ケースを対象にじぶんノートの配布を実施）（調布市）
- ・「人生会議(ACP)支援者研修」（ACP(人生会議)の支援に関わる医療・介護専門職の更なるスキル向上と情報共有を図る）（中野区）
- ・「ACPについて考える、普及啓発等」（関係機関でACPについて考えたり、市民へ啓発したりしている）（立川市）
- ・「認知症カフェ（プログラムの一部）」（認知症サポート医等によるミニ講話の中で実施）（港区）

### 第3－4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (2) 認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進に関する取組について

① 貴区市町村では、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供（情報パリアフリー）の促進に関する取組を実施していますか。



#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (2) 認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進に関する取組について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

#### 【主な回答（取組名称・事業内容・目的抜粋）】

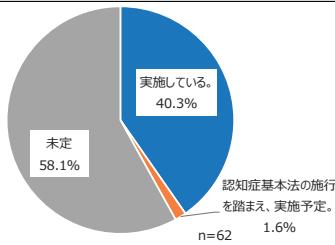
- 「認知症ケアバス」（認知症ケアバスに掲載している集いの場の紹介ページにおいて、活動内容がわかりやすいようピクトグラムを使用）（杉並区）
- 「練り歩き（図書館、スーパー・マーケット）」（認知症当事者による施設内等の巡回を通し、案内標示や使いやすさにつなげるための意見交換を実施。認知症に限らずパリアフリーを推進するもの）（八王子市）
- 「認知症小冊子「もしも」」（認知症という言葉ができるだけ使わない、絵本のような小冊子）（豊島区）
- 「認知症地域支援ネットワーク活用事業」（認知症に関する総合相談窓口では、精神保健福祉士等専門職職員が対応することで、認知症の人をはじめ家族に分かりやすい情報提供を行っている。）（江戸川区）

### 第3－4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (3) 消費生活における被害を防止するための啓発に関する取組について

① 貴区市町村では、認知症の人の消費生活における被害を防止するための啓発に関する取組を実施していますか。



#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (3) 消費生活における被害を防止するための啓発に関する取組について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

#### 【主な回答（取組名称・事業内容・目的抜粋）】

- 「高齢者宅への臨戸訪問」（包括職員が、詐欺防止のパンフレットを持参し、高齢者宅を訪問）（奥多摩町）
- 「消費生活担当及び警察との連携」（認知症の方も含めた高齢者の消費者被害防止のため、担当窓口及び警察へ地域包括支援センターとの連携に関する依頼文を送付）（小金井市）
- 「安心安全ニュース」（2か月毎に防災安全部安全対策課と武蔵野市消費生活センターと協同で、防犯・消費者被害・福祉情報を発信）（武蔵野市）
- 「ハートフルネットワークにおける連携」（消費者相談を受ける中で、見守りが必要な案件が生じた際に関係部署と情報共有）（文京区）
- 「成年後見制度利用支援」（①区長申立て案件に係る申立て費用等を支出する。②生活保護受給者、低所得者に対する後見人等への報酬を助成）（練馬区）

### 第3－4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (4) 認知症の人の権利利益の保護

貴区市町村における認知症の人の権利利益の保護について、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」や、成年後見制度に関する取組、虐待防止等、取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

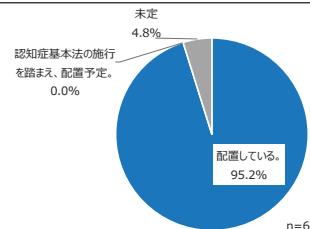
- 「福祉サービス利用援助事業」（①福祉サービス利用援助、②日常的な金銭管理サービス、③書類などの預かりサービス）（稲城市）
- 「成年後見制度利用支援事業」（支援が必要な高齢者等に対する成年後見制度に係る審判の申立て、申立てに要する費用並びに成年後見人等の業務に対する報酬等の支援を行う）（奥多摩町）
- 「高齢者権利擁護講演会」（地域で虐待通報者となりうる高齢者見守り登録事業者、民生委員・児童委員等に向け、高齢者の権利擁護に関する具体的な意識の普及並びに理解の促進を図り、地域支え合いのしくみをつくる。）（新宿区）
- 「高齢者緊急短期入所事業」（虐待等により緊急に保護する必要が生じた高齢者に対して、老人福祉法の規定に基づき短期入所の措置を行う）（羽村市）
- 「高齢者虐待防止の推進」（高齢者虐待等スーパーバイズ及び高齢者虐待防止のための職員研修の開催）（目黒区）
- 「男性介護者教室」（男性介護者の高齢者に対する理解を深め、正しい介護知識を学ぶことにより虐待と地域からの孤立を防止するため、全高齢者支援総合センターが協力し、企画・立案及び実施開催する）（墨田区）
- 「高齢者虐待防止セミナー」（区民の方を対象に高齢者虐待についてセミナーを行う）（台東区）
- 「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」（認知症、知的障害者、精神障害者などにより判断能力が不十分な方に対し、訪問による見守りや福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、郵便物の確認整理、預金証書などの預かりサービス等を行い、日常生活の自立を支援）（葛飾区）
- 「虐待防止講演会」（市民、関係機関等の高齢者虐待への理解を深めるため、講演会を実施する）（狛江市）

### 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (1) 認知症地域支援推進員について

① 貴区市町村では、認知症地域支援推進員を配置していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (1) 認知症地域支援推進員について

② ①の回答が「配置している」または、「認知症基本法の施行を踏まえ、配置予定。」の場合、下記ご記入ください。

##### 主な回答

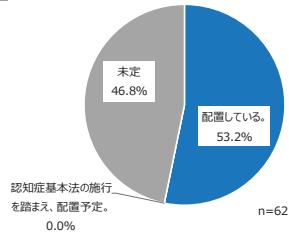
配置場所	役割
おどり保健福祉センター、地域包括支援センター	地域の認知症支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担う。（板橋区）
地域包括支援センター2か所	地域包括支援センターでの認知症相談のバックアップや認知症予防カブ、認知症ケアの普及啓発を含めた地域づくり、地域のネットワーク構築を推進する。（千代田区）
行政	計画策定、進捗の管理（東村山市）
各地域包括支援センター（4か所）	医療機関、介護サービス及び地域の支援機関が有機的に連携するネットワークの形成を図るため、当該連携の支援並びに認知症の者及びその家族を支援する相談業務を行う。（小金井市）
地域包括支援センター	認知症普及啓発、初期集中支援チーム員としての対応、介護者支援、地域資源の情報収集（国分寺市）
高齢者支援総合センター	全高齢者支援総合センターに配置し、認知症に関する地域のネットワークづくり、ボランティアの扱い手育成、その他認知症支援に関する事業を実施する。（墨田区）
基幹型地域包括支援センター、各在宅介護・地域包括支援センター	認知症施策の企画立案や認知症の早期発見・早期対応のための訪問、医療機関との調整等（武蔵野市）
地域包括支援センター（21か所）、民間事業所等	医療と介護の顔の見える関係づくり、地域課題と解決策の検討等（江東区）

### 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (2) 認知症支援コーディネーターの配置

① 貴区市町村では、認知症支援コーディネーターを配置していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (2) 認知症支援コーディネーターの配置

②①の回答が「配置している」または、「認知症基本法の施行を踏まえ、配置予定。」の場合、下記ご記入ください。

主な回答

配置場所	役割
おどしより保健福祉センター	区内配置。認知症の疑いのある高齢者に対し、早期に適切な医療・介護サービスにつなぐ仕組みを構築する。(板橋区)
在宅支援課、地域包括支援センター、相談センター	認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家として、個別ケース支援のバックアップを行う。(千代田区)
基幹型地域包括支援センター	地域型包括支援センターのバックアップ、認知症初期集中支援チームへの参加や、市に配置した認知症地域支援推進員と共に認知症になつても安心してもらえるまちづくり、早期発見・診断・対応のネットワーク等を構築する。(東村山市)
高齢者福祉課	・区内認知症コーディネーターを配置し、地域包括支援センターと協働して認知症の疑いのある方の早期介入・状況把握に努める。 ・認知症疾患医療センターのアウトリーチチーム等を活用し、対象者に対する適切な医療・介護サービスを提供する。(荒川区)
市	個別ケース支援のバックアップ等を担い、認知症の疑いのある人の支援を進めることにより、地域の認知症対応力の向上を図る。(国分寺市)
区役所高齢福祉課	本人・家族への相談支援・訪問、アウトリーチチームや認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームとの連携、認知症地域支援推進員連絡会の実施等(台東区)
基幹型地域包括支援センター、各在宅介護・地域包括支援センター	認知症施策の企画立案や認知症の早期発見・早期対応のための訪問、医療機関との調整等(武蔵野市)
高齢者在宅支援課	認知症の疑いがあるものの受診につながらない等の対応が困難なケースに対しての地域包括支援センターへの後方支援の実施、また必要時に、アウトリーチチームに協力を依頼し、協働して適切な医療やサービスの導入等に向けた支援を行っている。更に、認知症のケースに携わる関係者の対応力向上に関しての取り組みを行っている。(杉並区)

### 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (3) 認知症初期集中支援チームについて

貴区市町村における認知症初期集中支援チームに関する取組について下記ご記入ください。

回答一覧 (1/2)

区市町村	チーム数	チーム員 総数	内訳		配置場所
			医師	その他専門職	
千代田区	2チーム	22人	2人	20人	地域包括支援センター2か所
中央区	3チーム	29人	6人	23人	地域包括支援センター(3か所)
港区	1チーム	8人	5人	3人	地域連携型認知症疾患医療センター
新宿区	10チーム	114人	6人	108人	地域型高齢者総合相談センター
文京区	4チーム	15人	4人	11人	地域包括支援センター(4か所)
台東区	2チーム	9人	2人	7人	地域包括支援センター
墨田区	8チーム	30人	1人	29人	高齢者支援総合センター(8カ所)
江東区	21チーム	73人	2人	71人	地域包括支援センター(21か所)
品川区	2チーム	8人	3人	5人	認知症疾患医療センター・訪問看護ステーション
目黒区	1チーム	4人	1人	3人	福祉総合課
大田区	23チーム	89人	19人	70人	各地域包括支援センター
世田谷区	1チーム	18人	4人	14人	認知症在宅生活サポートセンター(委託事業者)
渋谷区	4チーム	必要に応じて配 置	4人	必要に応じて配 置	機能強化型地域包括支援センター
中野区	1チーム	72人	66人	6人	地域包括ケア推進課在宅療養係
杉並区	3チーム	27人	3人	24人	委託事業者
豊島区	4チーム	15人	6人	9人	1医療機関、3介護事業所に委託
北区	16チーム	49人	14人	35人	各地域包括支援センター
荒川区	1チーム	10人	1人	9人	東京都認知症疾患医療センター
板橋区	19チーム	70人	19人	51人	全国各地域包括支援センター
練馬区	4チーム	54人	12人	29人	総合福祉事務所(4か所)
足立区	25チーム	158人	21人	137人	地域包括支援センター(25カ所)
葛飾区	1チーム	4人	1人	3人	認知症疾患医療センター
江戸川区	/認知症地域支援コーディネーター (看護師)を中心とした都度編成	8人	6人	2人	区医師会に委託(地域包括支援センター)
八王子市	3チーム	40人	8人	32人	病院(2ヶ所)、診療所(1ヶ所)
立川市	6チーム	32人	7人	25人	地域包括支援センター(6か所)、疾患医療センター
武蔵野市	6チーム	16人	6人	10人	各在宅介護・地域包括支援センター
三鷹市	1チーム	9人	5人	4人	市
青梅市	1チーム	3人	1人	2人	高齢者支援課

## 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

回答一覧 (2/2)

区市町村名	チーム数	チーム員 総数	内訳		配置場所
			医師	その他専門職	
府中市	11チーム	108人	4人	104人	地域包括支援センター及び地域連携型認知症疾患医療センター
昭島市	1チーム	12人	1人	11人	市役所内
調布市	1チーム	5人	1人	4人	認知症疾患医療センター
町田市	4チーム	61人	5人	56人	地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、医療機関
小金井市	4チーム	11人	7人	4人	各地域包括支援センター
小平市	1チーム	5人	1人	4人	市高齢者支援課
日野市	2チーム	10人	2人	8人	認知症疾患医療センター、精神病院
東村山市	1チーム	4人	1人	3人	地域拠点型認知症疾患医療センター
国分寺市	1チーム	17人	6人	11人	市
国立市	1チーム	12人	1人	11人	地域包括支援センター
福生市	1チーム	5人	1人	4人	地域連携型認知症疾患医療センター
狛江市	3チーム	7人	2人	5人	地域包括支援センター（3か所）ただし、地域包括支援センターが事務局となり、市内関係機関に在籍する専門職でチームを編成する複合チームとする。
東大和市	1チーム	3人	1人	2人	認知症疾患医療センター
清瀬市	1チーム	20人	1人	19人	地域包括支援センター
東久留米市	1チーム	14人	2人	12人	訪問看護ステーション
武蔵村山市	最大4チーム	12人	6人	6人	市役所
多摩市	1チーム	7人	2人	5人	委託先の医療機関に設置。
稲城市	1チーム	9人	2人	7人	委託先病院内
羽村市	1チーム	3人	1人	2人	地域連携型認知症疾患医療センター
西東京市	1チーム	3人	1人	2人	NPO法人
瑞穂町	1チーム	9人	1人	8人	認知症疾患医療センター
日の出町	1チーム	3人	1人	2人	地域連携型認知症疾患医療センター
檜原村	1チーム	3人	1人	2人	村
奥多摩町	1チーム	4人	1人	3人	地域包括支援センター
大島町	1チーム	3人	1人	2人	町役場 住民課
利島村	1チーム	5人	1人	4人	地域包括支援センター
新島村	1チーム	5人	2人	3人	地域包括支援センター
神津島村	1チーム	7人	1人	6人	村役場
三宅村	1チーム	7人	3人	4人	村役場
八丈町	1チーム	5人		5人	福祉健康課高齢福祉係
青ヶ島村	1チーム	3人	1人	2人	地域包括支援センター
小笠原村	1チーム	7人	1人	6人	村

## 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

## 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

(4) その他、認知症の人に対する保健医療サービスの提供について、独自の取組を実施していましたら下記にご記入ください。（予定を含む。）

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「おとしより専門相談」（認知症または、高齢期に特有な精神疾患により生活が困難になっている高齢者本人および家族を含む支援者に対して、精神科医師または弁護士による相談事業を実施）（板橋区）
- 「医療機関情報の提供」（認知症専門医療機関、協力医療機関等の一覧を作成し、市の刊行物に掲載の上、窓口配布）（小金井市）
- 「認知症連携部会」（在宅医療・介護連携推進協議会の部会のひとつとして「認知症連携部会」を設置し、多職種連携の取り組みを推進）（武蔵野市）
- 「認知症サポート電話」（認知症の方がいる家族等からの、様々な相談を受けるため、介護保険課内に専用電話を設置し、必要に応じて訪問相談も実施）（中央区）
- 「もの忘れチェック会」（Test Your Memory-J を使用した自記式認知機能検査を実施し、必要な方には受診を促すほか、認知症予防の講話も行う。国立精神神経医療研究センター病院との共催。）（小平市）

## 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

(5) 「認知症の人と家族への一体的支援事業」（地域支援事業）や、認知症の人に対する福祉サービスの提供についての独自の取組を実施していましたら下記にご記入ください。（予定を含む。）

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

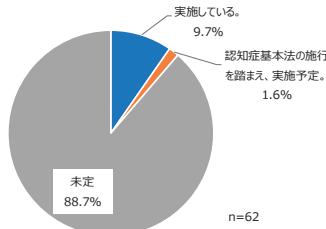
- 「認知症本人と家族の一体的支援プログラム」（認知症本人と家族とともに、市内の認知症に理解のある店舗等の地域資源を周りながら懇談する。ステップアップ受講者で希望する方も同行。）（小金井市）
- 「認知症ミーティングセンター」（認知症の当事者とその家族が集まり、専門職を交えて悩みなどを相談し合う場を作る）（品川区）
- 「やさしいお店登録」（認サボ受講者が所属する店舗等が登録し、困っている対象者に対して声掛けや通報等を行う）（日の出町）
- 「認知症の人と家族への一体的支援事業」（一部の地域包括支援センターで地域の認知症の人と家族の意見を聞いて本事業を独自に実施）（八王子市）

### 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (6) 日本版BPSDケアプログラムについて

① 貴区市町村では、アドミニストレーターとの意見交換や交流会等を実施していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (6) 日本版BPSDケアプログラムについて

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

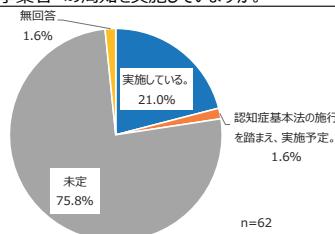
- ・「認知症BPSDケアプログラム推進事業」（認知症の行動・心理症状の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」を市内事業所にて実施し、ケアの質の向上を図る）（府中市）
- ・「認知症ケアプログラムの普及啓発（「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター研修）」（「日本版BPSDケアプログラム」を介護事業に普及するため、アドミニストレーターの養成を行う）（小平市）
- ・「認知症ケアプログラム地域交流会」（ケアプログラムの継続的な実施と活用を図るために、アドミニストレーター同士の意見交換や交流を実施）（足立区）
- ・「日本版BPSDケアプログラムフォローアップ研修」（交流会等の取組みは無いが、認知症地域支援推進員が、アドミニストレーターと個別に意見交換を行っている。）（日の出町）

### 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (6) 日本版BPSDケアプログラムについて

③ 貴区市町村では、ケアプログラムの活用について事業者への周知を実施していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (6) 日本版BPSDケアプログラムについて

④ ③の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

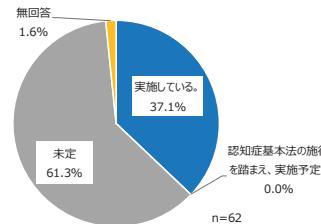
- ・「認知症ケアプログラム」（区内の介護事業者が閲覧できるHPでケアプログラムの研修紹介）（荒川区）
- ・「認知症ケアプログラムの普及啓発（「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター研修）」（「日本版BPSDケアプログラム」を介護事業に普及するため、アドミニストレーターの養成を行う）（小平市）
- ・「ケアプログラム事業説明会」（区内介護事業者等を対象とした事業説明会を開催し、ケアプログラムの目的や実践事例を紹介）（足立区）
- ・「介護事業者連絡会での周知」（介護事業者連絡会でBPSDケアプログラム研修の周知）（目黒区）
- ・「日本版B P S Dケアプログラムフォローアップ研修」（事業者宛てに研修通知を配布。事業所管理者へ活用を勧めている。）（日の出町）
- ・「認知症BPSDケアプログラム推進事業」（事業者連絡会等で周知、アドミニストレーター所属事業所をホームページ上で周知）（府中市）

## 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

## 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

## (7) 認知症多職種協働研修の実施について

① 貴区市町村では、専門職・認知症多職種協働研修を実施していますか。



## 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

## (7) 認知症多職種協働研修の実施について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、下記にご記入ください。

## 主な回答

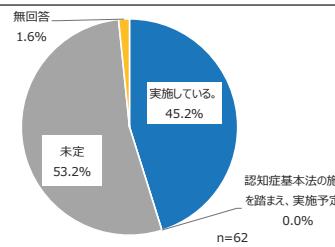
研修名	主な対象者	内容・規模等
多職種協同研修	医師・歯科医師・介護支援事業所・訪問看護・薬剤師・理学療法士等	高齢者の在宅医療にかかる多職種が一堂に会して事例検討を通して相互理解を深め医療と介護の連携を強化する。(千代田区)
認知症支援に関する意見交換会	医療従事者、介護従事者、行政職員	都、センター、島しょ地域等の医療従事者、介護従事者及び行政職員等が参加する意見交換会を実施する。(青ヶ島村)
福祉人材育成・研修センター 認知症ケア研修	区内でサービス提供している医療・福祉サービス事業所の職員	認知症ケアにおける多職種連携によるチームケアについて、チームケアの意義を理解し、効果的なアプローチ方法等を学ぶことで、認知症に関する相談支援の質の向上を図る。(世田谷区)
多職種連携研修	地域包括支援センター職員・ケアマネジャー・民生委員等	地域レベルでの顔の見える関係づくりを目指し、地域のあらゆる担い手同士の顔の見える関係づくりの場として、主にグループワークによる研修を開催。(日野市)
認知症事例検討会	介護従事者等	認知症疾患医療センター指導医、認定看護師、認知症初期集中チーム員と共に、認知症に関する事例検討を行い、認知症対応力等の研修を行う。(小平市)
若年性認知症支援多職種研修	医療介護の専門職	若年性認知症の支援は、就労・経済的支援、介護保険・障害福祉サービスの利用などを岐阜県立ため医療・介護専門職の支援スキル向上の研修会を実施。(中野区)
多職種連携研修会	医療・介護職	区内に5ブロックに分けて多職種連携研修会を実施。テーマは、認知症、災害対策、虐待等。(足立区)
認知症ライフサポート研修	医療介護従事者	認知症の方を支援する為、支援に関わる様々な専門職が、ケアを提供する上で目的・目標を共有し、同じ目標に向かって有機的に機能するチームを作る。(町田市)

## 第3－5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

## 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

## (8) その他、専門職・支援者等の認知症対応力向上のための研修について

① 貴区市町村では、専門職・支援者等の認知症対応力向上のための研修を実施していますか。



## 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

## (8) その他、専門職・支援者等の認知症対応力向上のための研修について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

## 主な回答

研修名	主な対象者	内容・規模等
認知症地域支援推進員研修	包括職員	認知症地域支援推進員における役割の中で、区の動きや地域性、課題に合わせた研修。(板橋区)
多職種連携研修会	在宅療養に係る職種	「認知症を抱えているかたへの支援を考える編」として、基調講演の他、模擬事例の多職種グループワークを通じて意思決定支援につながる対応力の向上を図る。(東村山市)
認知症専門相談員等研修	地域包括支援センターの認知症専門相談員 世田谷版キャラバン・メイト 認知症地域支援推進員	從来「認知症専門相談員研修会」として実施していたが、令和6年度から対象を拡大。情報交換や、必要な知識の習得のための研修等を通して、相談支援の質の向上や、人材育成を図る。(世田谷区)
認知症対応力向上研修 (DASC研修)	居宅介護事業所・ 認知症対応力向上研修 (DASC研修) 地域密着型サービス事業所の介護支援専門員等	地域の関係機関に対して、認知症の方やその疑いのある方への早期対応力を高めるためにDASC研修を行う。(墨田区)
認知症対応力向上を図る研修会	区介護相談員及び区内関係介護事業者	専門講師による講義および意見交換会等により、認知症に対する知識・理解を深める。(台東区)
認知症高齢者見守り支援事業研修	認知症見守り支援事業ヘルパー、市内訪問介護事業所職員	認知症高齢者見守り支援事業に従事するヘルパー・市内訪問介護事業所職員を対象とし、医療的、心理的、実践的アプローチに関する研修を実施。(武蔵野市)
若年性認知症関係者学習会	若年性認知症の支援に係わる関係機関と介護者	若年性認知症の支援に係わる関係機関と介護者に向けた学習会を開き、支援のスキルアップ及びネットワーク構築を図る。(府中市)
ちょいとお助け隊養成講座	総合事業で活動するボランティア	講座内で、認知症の理解について講義(日出町)

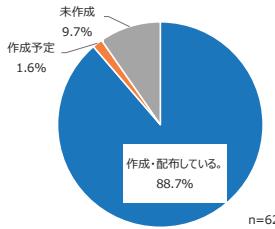
## 第3－6 相談体制の整備等

### 6 相談体制の整備等

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

① 認知症のケアパスの作成・配布状況についてご記入ください。

(ア) 貴区市町村では認知症ケアパスを作成・配布していますか。



### 6 相談体制の整備等

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

(ア) 貴区市町村では認知症ケアパスを作成・配布していますか。

②作成・配布状況につき下記にご記入ください。

#### 【主な回答（配布先）】

- 区関係部署、地域包括支援センター、医療機関、認知症サポート養成講座、イベント等（板橋区）
- 市役所、地域包括支援センター、医療・介護等関係施設等、市のイベント実施時配架、認知症検診受診券に同封（小金井市）
- 65歳になる方（65歳以上転入者）への個別配布、高齢者支援総合センター、区内医療機関、区内訪問看護ステーション、公共施設、図書館、大型ショッピングセンター、認知症サポート養成講座、各種イベント等（墨田区）
- 各医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業所、介護施設、高齢者クラブ、民生委員、在宅療養支援協議会委員、地域包括支援センター、区役所窓口施設他（中央区）
- 地域住民、認知症カフェ、認知症勉強会、「やさしいお店」登録店舗・事業所、町内介護保険事業所、医療機関等（日の出町）

## 第3－6 相談体制の整備等

### 6 相談体制の整備等

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

② その他、認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための取組を下記にご記入ください。  
(仕事と介護の両立支援等も含む)

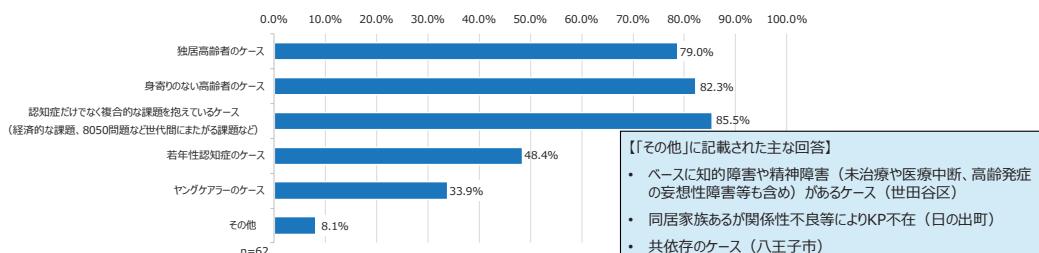
#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「認知症電話相談」（認知症疾患医療センターに認知症電話相談を設置し、インターによるサービス紹介から認知症症状に関する専門相談など、幅広く医療と福祉の視点から対応）（町田市）
- 「福祉の総合相談窓口（ふくしのコンシェルジュ）」（制度や分野ごとに分かれた縦割りの支援ではなく、福祉のさまざまな相談を受け止め、相談者に寄り添い、解決に向けてサポートする。）（目黒区）
- 「パンフレット「若年性認知症の方への作成・配布」（若年性認知症の方の相談窓口や、利用できる制度・サービスについてパンフレットにまとめ周知する。）（世田谷区）
- 「『仕事をつづけながら介護をするために』チラシ配布」（仕事と介護の両立について周知するためのチラシを一般区民に配布）（練馬区）

### 6 相談体制の整備等

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

③ 認知症の人又は家族等からの各種相談に対応する中で、特に支援に課題がある対象者として、あてはまるものを全てご選択ください。



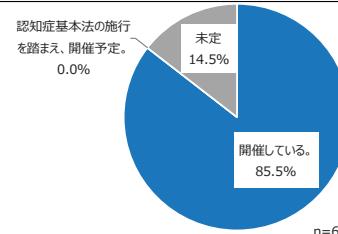
## 第3－6 相談体制の整備等

## 6 相談体制の整備等

(2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

## ① 認知症カフェの開催

(ア) 貴区市町村では、認知症カフェを開催していますか。



## 6 相談体制の整備等

(2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

## ① 認知症カフェの開催

(イ) (ア) の回答が「開催している」または、「認知症基本法の施行を踏まえ、開催予定。」の場合、下記にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「オレンジカフェ」（認知症高齢者やその家族が交流を図り、介護関係者が情報提供をする）（利島村）
- ・「認知症カフェ」（高齢者複合施設や病院、民間のシェアキッチン等にて認知症当事者や家族の集いの場として認知症カフェを設置）（武蔵野市）
- ・「認知症カフェ」（認知症に関心のあるすべての方を対象に、情報共有や交流ができる場・家族の相談の場）（千代田区）
- ・「認知症カフェ支援」（認知症カフェ交流会開催時や認知症カフェハンドブック改訂時に、各団体の運営状況の把握に努め、運営面等に課題を把握した認知症カフェについて、適宜、巡回を行い、課題やニーズ等の把握、助言等を行う）（世田谷区）
- ・「認知症カフェ運営支援」（認知症疾患医療センター、高齢者支援センター、社会福祉法人、介護事業所、一般住民、歯科医療機関が主催となり、それぞれ月1回カフェを開催。会場の事前予約、無償提供とともに、保健師等が出席しミニ講座や助言等を実施。運営ボランティアとして認知症ステップアップサポーターを活用。また、情報共有を図るため認知症カフェ等担当者連絡会を開催。）（瑞穂町）

## 第3－6 相談体制の整備等

## 6 相談体制の整備等

(2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

(② 本人ミーティングを開催している場合（予定を含む）には下記にご記入ください。

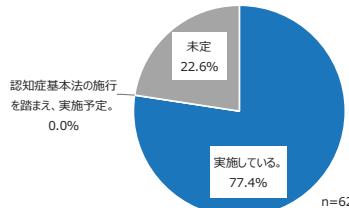
## 【主な回答（具体的な内容）】

- ・認知症本人と家族とともに、市内の認知症に理解のある店舗等の地域資源を周りながら懇談する。ステップアップ受講者で希望する方も同行。（小金井市）
- ・認知症の本人や、もの忘れが気になる方が多い、体験や想い、必要としていることを語り合うを通してエンパワメントや仲間づくりを図る。また、生活支援ニーズ等を把握することで、本人の視点を重視した支援や地域づくりに活かす（世田谷区）
- ・当事者の声を聞き施策に反映させる（清瀬市）
- ・認知症高齢者本人が地域の中で希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、本人や家族の声を聞く。地域包括支援センターが中心となり実施。（練馬区）
- ・若年性認知症本人同士が主となって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからよりよい暮らしを話し合う場（杉並区）
- ・認知症普及啓発イベント「e まちサミット」と呼ばれる市民等へ認知症の人に関する理解促進を図る普及啓発イベント。企画段階から当事者が参画し、本人によるプログラムにより、経験や想いを語る本人ミーティングを開催。（八王子市）
- ・若年の記憶のしづらさによる戸惑いや不安などを感じている人や、若年性認知症の人が、共に話を聞く、話をする場所。地域包括支援センターとクリニック相談員による運営。（三鷹市）

## 第3－6 相談体制の整備等

### 6 相談体制の整備等

- (2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について  
 ③ 本人支援・家族支援について ※（上記「(3) 認知症カフェ」及び「本人ミーティング」を除く）  
 (ア) 貴区市町村では、認知症カフェを除き、本人支援や家族支援に関する取組を実施していますか。（ピアサポートに関する取組も含む。ただし認知症カフェは除く。）



### 6 相談体制の整備等

- (2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について  
 ③ 本人支援・家族支援について ※（上記「(3) 認知症カフェ」及び「本人ミーティング」を除く）  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

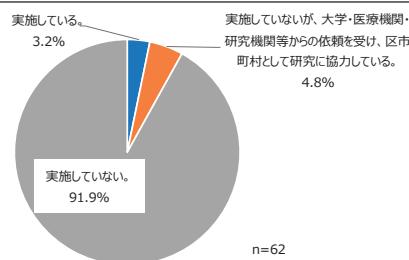
#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「家族介護継続支援事業」（認知症高齢者を介護する家族に対する交流会や講習等の機会を設け、情報共有や身体的・精神的負担軽減を図る）（小金井市）
- 「認知症家族のための心理相談」（臨床心理士による個別相談を実施することにより、認知症の方を介護する家族の心理的負担の軽減を図り、家族会等の継続的な支援の場につなげるなど、気持ちを楽にして介護に取り組めることを目指す）（世田谷区）
- 「あしたの会」（当事者会・家族会と共に催し、当事者・家族等の発信の場として、認知症についての正しい理解を深め「認知症の方もそうでない方も地域で共生していくこと」を目指した講座を開講する）（多摩市）
- 「介護マークの配付」（介護者が介護中であることを周囲に理解してもらうために配付する）（府中市）

## 第3－7 研究等の推進

### 7 研究等の推進

- (1) 貴区市町村では、共生社会の実現に資する研究等の推進に関する取組を実施していますか。



### 7 研究等の推進

- (2) (1) の回答が「実施している」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「認知症支援に関する意見交換会」（都、センター、島しょ地域等の医療従事者、介護従事者及び行政職員等が参加する意見交換会を実施する）（青ヶ島村）
- 「認知症介護研究・研修東京センターとの連携・協働協定」（認知症介護研究・研修東京センターと認知症施策の充実やそのための調査研究等に取り組む）（杉並区）

## 第3－7 研究等の推進

## 7 研究等の推進

(3) (1) の回答が「実施していないが、大学・医療機関・研究機関等からの依頼を受け、区市町村として研究に協力している。」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

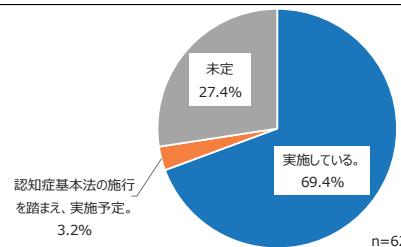
- ・「高齢者を対象としたアウトリーチ型相談事業のあり方」（東京都健康長寿医療センターの研究に協力）（板橋区）
- ・「もの忘れチェック会」（国立精神神経医療研究センターが、Test Your Memory-Jを使用した自記式認知機能検査を実施し、必要な方には受診を促すほか、認知症予防に関して研究を行った。研究を行った結果については、事業の中で医師が対象者に講話している。）（小平市）
- ・「高齢者にやさしい地域づくりに係る官学連携事業」（加齢に伴う心身機能の変化や認知症に対する正しい知識の普及・啓発等、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すことを目的とし、町と東京大学が協力して取り組む）（日の出町）

## 第3－8 認知症の予防等

## 8 認知症の予防等

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

① 貴区市町村では、認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組を実施していますか。（予防に関する啓発及び知識の普及、地域における活動の推進、予防に係る情報の収集等）



## 8 認知症の予防等

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

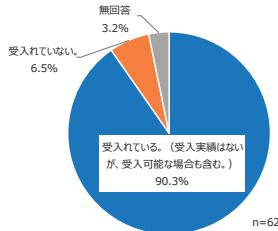
- ・「介護支援ボランティアポイント事業」（介護事業所などの市内の受入施設におけるボランティア活動に対してスタンプを付与し、加盟店での買い物に利用できる「さくらポイント」に交換する）（小金井市）
- ・「まるごと介護予防講座」（運動・職と栄養・口腔・認知症予防・社会参加等の介護予防全般に関する講話や体操実技、取組み目標の設定や行動計画づくりの体験を通して、セルフマネジメント（自己管理）によるフレイルや認知症予防などの介護予防の取組みを普及する）（世田谷区）
- ・「はづらつ脳力アップ教室」（社会参加を促し、閉じこもりなど生活不活発による認知症の予防を目的として、区内在住の65歳以上で介護認定を受けていない人を対象に、ゲームや健康体操・創作活動などの機会を提供する。令和3年度から、通所教室に加え、オンライン配信教室も開始。）（荒川区）
- ・「もの忘れチェック会」（Test Your Memory-Jを使用した自記式認知機能検査を実施し、必要な方には受診を促すほか、認知症予防の講話も行う。国立精神神経医療研究センター病院との共催。）（小平市）

## 第3－8 認知症の予防等

### 8 認知症の予防等

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

③ 都内区市町村で一般的な高齢者の居場所（通いの場等）において認知症の方を受け入れていますか。（受け入れていない場合にはその理由をご記入ください。）



#### 【「受け入れていない理由」の主な回答】

- 介護予防の通いの場や趣味のサロン等、以前から所属していた方は認知症発症後も継続して活動している場合もあるが、通いの場の認知症疾患理解認知症発症後に通いの場に参加するのは困難な現状がある。（※原文ママ）（調布市）
- 当課で実施する事業は、自宅から実施場所までの移動に関して自立している方を対象としているため、また、通いの場を長期間にわたって利用する過程で、加齢により認知症の症状が出てくる参加者はいるが、利用継続の可否については通いの場ごとに判断をしており、区は関与しておらず、公的に「受け入れている」という回答は難しい。（葛飾区）

### 8 認知症の予防等

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

④ 一般的な高齢者の居場所に認知症の人を積極的に受け入れるための取組を実施している場合には、下記にご記入ください。

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「ふれあい枠・活サロン」（社会福祉協議会が主催となり、地域の住民の通いの場となっている）（荒川区）
- 「食のほっとサロン」（地域団体が民家や店舗等を会場として、月2回から週1回程度、会食を中心とした体操やミニ講座などを行う通所サービス。65歳以上の方で、閉じこもりがちな方等を対象として実施する。）（練馬区）
- 「地域ささえ愛グループ支援事業」（高齢者が介護予防を目的とした団体活動を行い、地域ささえ愛グループとして区が支援する。要件が合えば、認知症の方もグループに受け入れている。）（杉並区）
- 「認知症があってもほっとできる通いの場」（市内在住の65歳以上の高齢者を対象に医療機関への相談を促すことで、認知症の早期発見・早期対応をするとともに、認知症予備軍と言える高齢者を介護予防の活動等に繋げることで、生活機能の保持を図る。）（多摩市）

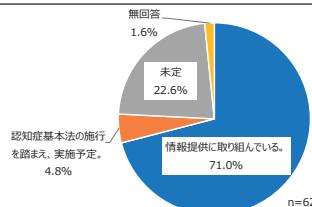
## 第3－8 認知症の予防等

### 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

① 早期診断及び早期支援に関する情報の提供について

(ア) 貴区市町村では、早期診断・早期支援の重要性等に関する情報提供を行っていますか。



### 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

① 早期診断及び早期支援に関する情報の提供について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。（既に別のページにご記入いただいた取組であっても、この項目の趣旨に合う取り組みがある場合には再度ご記入ください。）

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「認知症ケアパスの作成・配布」（本冊（認知症ケアパスから知りたい情報のページから読み進められる）、別冊（認知症本人の声を多く掲載。勇気づけられる内容）、資料編（相談先・サービス関連情報をまとめて掲載）の3冊構成に改訂（令和6年3月発行）。診断後支援のツールとして医療機関等との連携強化も検討中）（世田谷区）
- 「依頼型出張健康教育」（サロンや町会などから健康教育の依頼があった際に、認知症に関する説明を行っている）（荒川区）
- 「もの忘れ症状受診時メモの普及啓発」（もの忘れ症状を気になった方が、医療機関を受診する時に認知症症状をチェックできるリーフレットを作成することにより、認知症を普及啓発する）（小平市）

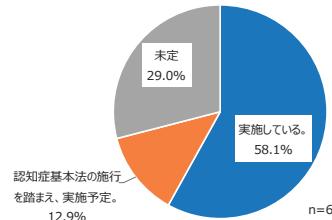
## 第3－8 認知症の予防等

## 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

## ② 認知症の早期診断に向けた取組について

(ア) 貴区市町村では、住民に対する認知症の早期の気づきや早期診断を支援する取組（例：認知症検診、もの忘れ相談等）を実施していますか。



## 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

## ② 認知症の早期診断に向けた取組について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「認知症早期発見事業」（心身の健康状態を確認するための郵送調査の回答がなかった高齢者に対して、看護師による訪問調査を実施し、地域に潜在する認知症等ハイリスク高齢者の早期発見を図る）（千代田区）
- 「脳の健康度測定（認知症検診事業）」（当年度中に、55・60・65・70・75歳になる方を対象にケアバスや脳の健康状態を自宅でチェックできるデジタルツールを送付。認知機能に不安のある方に対して認知症検診受診を勧奨。検診の結果、認知機能低下が疑われる場合は医療機関連絡書を発行する他、専門職による相談や講座も実施）（文京区）
- 「出張もの忘れ相談会」（公共施設やスーパー等にブースを設け、地域包括支援センターの職員が相談に応じるもの）（青梅市）

## 第3－8 認知症の予防等

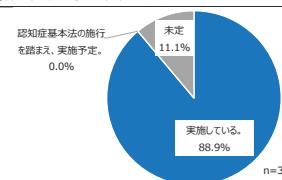
## 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

(②(ア) で「実施している」と回答した区市町村のみご回答ください。)

## ③ 認知症の検診後などにおける支援の取組について

(ア) 認知症の疑いがあると判断された方等に対し、地域包括支援センターや医療機関等に関する情報提供や、ご本人の状態等に応じた本人や家族等への心理的支援、定期的な連絡や訪問等の取組を実施していますか。



## 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

(②(ア) で「実施している」と回答した区市町村のみご回答ください。)

## ③ 認知症の検診後などにおける支援の取組について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

## 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- 「認知症検診受診者アプローチ」（検診受診者のうち、MCI以上の認知症疑い有りと診断された方に対し、認知症地域支援推進員がアプローチし、現状把握や必要な支援を行う）（小金井市）
- 「もの忘れ予防健診」（受診結果はシステム上で地域包括支援センターと共にし、適宜訪問・電話・相談に応じる）（江東区）
- 「認知症検診後フォローアップ」（認知症支援コーディネーター、認知症地域支援推進員が、専門医療機関への受診確認等、対象者へ定期的に連絡・訪問支援を行う。必要に応じて高齢者支援センターや、初期集中支援チームの導入を検討、医療機関（かかりつけ医）へ情報提供を行う）（瑞穂町）

## 第3章 その他

### 第1節 令和6年度東京都認知症施策推進会議 審議経過等

開催年月日	主な審議内容
第1回推進会議 (令和6年5月24日)	○東京都認知症施策推進計画の策定等について
第2回推進会議 (6月28日)	○区市町村への現況把握調査結果について ○東京都における認知症施策について①
第3回推進会議 (7月26日)	○東京都における認知症施策について② ○起草ワーキンググループの設置及び認知症の本人・家族からの意見聴取について
第1回起草ワーキング グループ (9月5日)	○認知症の本人・家族との意見交換について（報告） ○東京都認知症施策推進計画の構成案について ○計画第1部「計画の考え方」の概要（素案）について ○計画第2部「計画の具体的な展開」骨子（素案）について
第2回起草ワーキング グループ (10月24日)	○認知症の本人・家族との意見交換について（報告） ○東京都認知症施策推進計画（案）について
第4回推進会議 (12月23日)	○認知症の本人・家族との意見交換について（報告） ○東京都認知症施策推進計画の中間まとめ（案）について
令和7年2月3日から 3月4日まで	○「東京都認知症施策推進計画 中間のまとめ」パブリック コメントの実施
第5回推進会議 (3月27日)	○パブリックコメントにおける御意見及び回答について ○東京都認知症施策推進計画（最終案）について

## 第2節 令和6年度東京都認知症施策推進会議 委員及び幹事名簿

<令和6年度東京都認知症施策推進会議 委員名簿（敬称略）>

◎議長、○副議長

氏名	所属等
粟田 主一	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター センター長
井藤 佳恵	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症支援推進センター センター長
小山 聰子	学校法人日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授
北村 世都	学校法人東京聖徳学園聖徳大学心理・福祉学部心理学科 教授
○ 繁田 雅弘	東京都公立大学法人東京都立大学 名誉教授
進藤 由美	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター企画戦略局 リサーチコーディネーター 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 健康長寿医療研修センター 副センター長
◎ 内藤 佳津雄	学校法人日本大学文理学部心理学科 教授
渡邊 浩文	学校法人武藏野大学人間科学部社会福祉学科 教授
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
井上 信太郎	東京都地域密着型サービス協議会 代表
大川 富美 (第3回まで)	社会福祉法人東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設 協議会 特養ブロック副会長（社会福祉法人清明会清明園 施設長）
小林 美穂 (第4回から)	社会福祉法人東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設 協議会 副会長（社会福祉法人緑友会小川ホーム 施設長）
平川 淳一	一般社団法人東京精神科病院協会 会長
平川 博之	公益社団法人東京都医師会 副会長
大野 教子	公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部 代表
上村 幸一	公募委員
佐野 光秀	若年性認知症家族会「彩星の会」副代表

田尻 成樹	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
中島 尚子	公募委員
さとう みき	とうきよう認知症希望大使
中村 真理	八王子市地域包括支援センター子安 センター長
森 純一	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
犬飼 かおる	杉並区保健福祉部 高齢者在宅支援課長・ (兼務) 地域包括ケア推進担当課長
廣瀬 明子	東久留米市福祉保健部 介護福祉課長

## &lt;令和6年度東京都認知症施策推進会議 幹事名簿&gt;

職名
福祉局高齢者施策推進担当部長【幹事長】
警視庁生活安全部人身安全対策課課長代理行方不明対策担当
生活文化スポーツ局都民安全推進部交通安全対策担当課長
都市整備局総務部企画技術課長
住宅政策本部住宅企画部企画担当課長
保健医療局企画部企画政策課長
保健医療局医療政策部医療政策課長
保健医療局医療政策部地域医療担当課長
産業労働局雇用就業部就労支援施策担当課長
産業労働局雇用就業部労働環境課長
交通局総務部企画調整課長
教育庁地域教育支援部生涯学習課長
教育庁指導部主任指導主事(教育経営・教育課程担当)
福祉局企画部企画政策課長
福祉局企画部政策推進担当課長
福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長
福祉局生活福祉部生活支援担当課長
福祉局障害者施策推進部精神保健医療課長
福祉局高齢者施策推進部企画課長
福祉局高齢者施策推進部施設調整担当課長
福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長
福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長

## &lt;令和6年度東京都認知症施策推進会議起草ワーキンググループ 委員名簿（敬称略）&gt;

◎部会長

氏名	所属等
栗田 主一	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター センター長
小山 聰子	学校法人日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授
北村 世都	学校法人東京聖徳学園聖徳大学心理・福祉学部心理学科 教授
◎ 渡邊 浩文	学校法人武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授
井上 信太郎	東京都地域密着型サービス協議会 代表
平川 博之	公益社団法人東京都医師会 副会長
大野 教子	公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部 代表
さとう みき	とうきょう認知症希望大使
中村 真理	八王子市地域包括支援センター子安 センター長

## &lt;令和6年度東京都認知症施策推進会議起草ワーキンググループ 幹事名簿&gt;

「令和6年度東京都認知症施策推進会議 幹事名簿」に同じ

## 第3節 認知症施策推進事業実施要綱

	19福保高在第107号 平成19年6月14日
一部改正	23福保高在第59号 平成23年5月16日
一部改正	23福保高在第732号 平成24年3月30日
一部改正	2福保高在第1105号 令和3年4月1日
一部改正	3福保高在第1207号 令和4年3月8日
一部改正	5福保高在第384号 令和5年6月26日
一部改正	5福祉高在第690号 令和6年2月28日

### 第1 目的

この事業は、認知症に関する都民への普及啓発を行うとともに、認知症の人とその家族に対する具体的な支援のあり方について検討することにより、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

### 第2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

なお、第5に規定する事業については、その運営を団体等に委託し、又は団体等に助成して実施することができる。

### 第3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 東京都認知症施策推進会議の設置
- イ 区市町村認知症支援担当者連絡会の開催
- ウ 認知症に関する普及啓発

### 第4 東京都認知症施策推進会議の設置

## 1 目的

認知症の人やその家族に対する支援体制の構築に向けた方策について検討するため、東京都認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## 2 検討事項

推進会議は、認知症支援に関し、次の事項について検討を行う。

ア 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）

　第12条に定める都道府県計画に関する事項

イ 認知症支援体制の推進に関する事項

ウ 都と区市町村、介護・医療関係者、団体・企業及び都民等の役割分担や連携に関する事項

エ 都民や関係者に向けた啓発に関する事項

オ その他必要な事項

## 3 構成

推進会議は、学識経験者、介護・医療関係者、行政関係者、都民等のうちから、福祉局長が委嘱する委員で構成する。

## 4 委員の任期

（1）委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（2）委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 5 議長及び副議長

（1）推進会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（2）議長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。

（3）副議長は、議長が指名する者をもって充てる。

（4）議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

## 6 招集等

（1）推進会議は、議長が招集する。

（2）議長は、3に定める者のか、必要と認める者の出席を求めることができる。

## 7 専門部会

- (1) 推進会議は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- (2) 部会は、推進会議が定める事項について調査・検討する。
- (3) 部会は、議長が指名する委員をもって構成し、福祉局長が委嘱する。
- (4) 部会に、専門委員を置くことができる。
- (5) 専門委員は、議長が指名する者をもって充て、福祉局長が委嘱する。
- (6) 専門委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

なお、専門委員に欠員が生じた場合、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 8 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は、専門部会の会務を総括し、専門部会を代表する。
- (3) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代理する。

## 9 部会の招集等

- (1) 部会は、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 10 幹事

- (1) 推進会議及び部会（以下「会議」という。）における検討の充実及び効率化を図るため、委員及び専門委員の他に幹事を設置する。
- (2) 幹事は、福祉局長が任命する。
- (3) 幹事は、会議に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、会議で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

## 11 会議及び会議に係る資料の取扱い

会議及び会議に係る資料は、公開とする。ただし、議長、副議長又は部会長の発議により、出席委員及び出席専門委員の過半数で議決したときは、会議又は会議に係る資料を非公開とすることができます。

## 12 委員等への謝礼の支払い

(1) 3、7(3)及び(5)に掲げる委員並びに専門委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。

(2) 6(2)及び9(2)に掲げる者の会議への出席に対しては、委員及び専門委員に準じて謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

## 13 事務局

会議の円滑な運営を図るため、福祉局高齢者施策推進部在宅支援課に事務局を置き、会議の庶務は事務局において処理する。

## 14 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、議長が別に定める。

## 第5 区市町村認知症支援担当者連絡会の開催

推進会議で検討した地域支援体制の構築に係る事例について、区市町村との情報共有を図るとともに、各区市町村における取組の促進を図るため、区市町村認知症支援担当者連絡会を開催する。

## 第6 認知症に関する普及啓発

広く都民の認知症に対する理解を図り、普及啓発を促進することを目的として、シンポジウム等を開催する。

## 附 則（平成19年6月14日19福保高在第107号）

1 この要綱は、平成19年6月14日から適用する。

2 認知症理解普及促進事業実施要綱（平成18年6月12日付18福保高在第161号）は廃止する。

## 附 則（平成23年5月16日23福保高在第59号）

この要綱は、平成23年5月16日から適用する。

## 附 則（平成24年3月30日23福保高在第732号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日2福保高在第1105号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日3福保高在第1207号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日5福保高在第384号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日5福祉高在第690号）

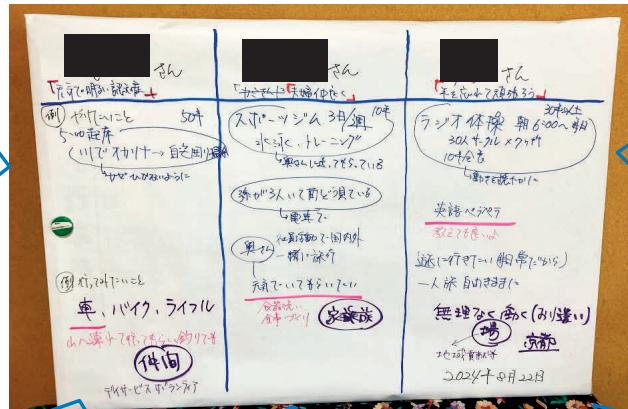
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 第4節 区市町村、事業者等、認知症の本人・家族等とのヒアリング

開催日	項目	主な議題・内容
令和6年 5月28日 ～ 6月28日	区市町村へのヒアリング	○認知症のある人の社会参加、認知症検診、日本版BPSDケアプログラム、認知症のある人の行方不明対策などに関する区市町村の取組
令和6年 6月13日 ～ 9月24日	事業者等へのヒアリング	○各事業者等による認知症に関する取組
令和6年 8月22日 ～ 10月7日	認知症の本人・家族等とのヒアリング	<p>(本人・第1回)</p> <p>○日課にしていること、日課を続けるための工夫や必要なこと</p> <p>○これからやってみたいこと など</p> <p>(本人・第2回)</p> <p>○大切だと思うのは、どのような社会か</p> <p>○あなたが大切だと思う理由 など</p> <p>(家族等・第1回)</p> <p>○本人との関わりやこれまでの経験、困ったこと、支えになったこと</p> <p>○家族等の目線から、行政や地域に対して伝えたいこと など</p> <p>(家族等・第2回)</p> <p>○東京都認知症施策推進計画の理念、基本的施策と目指す姿に対して思うこと</p> <p>○家族等の心のケアに関して、大事にすべきポイントや具体的にあると良い支援の内容 など</p>

## 本人との意見交換会① いただいたご意見

当日の意見交換会のご発言まとめ



毎朝5時に起きて、近くの川のほとりで20分くらいオカリナを吹くことを日課にしている。オカリナを吹いていると、亀が顔を出してくれて、おもしろくなっちゃうがない。

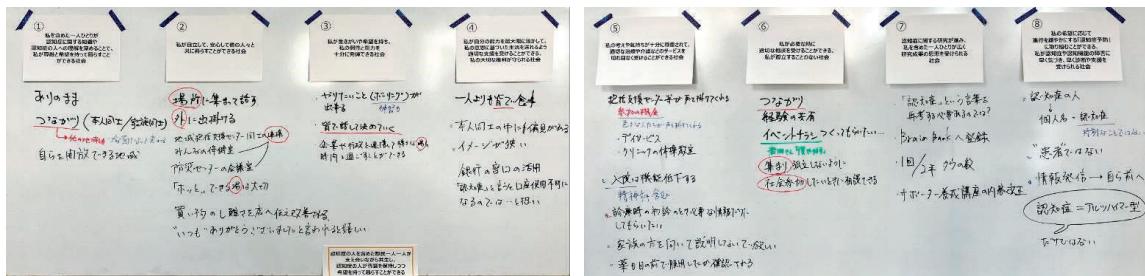
認知症になってから、車・バイク・ライフルができなくなった。ライフルを取り上げられたときは目の前が真っ暗になった。リタイアしたら、バイクに乗って、山に行き、釣りをしたいと思っていたけど、もうどうしようもない。今は孫に釣り堀で釣りを教えている。もし一緒に釣りに行く仲間に誘われたら、行っちゃう。

これまで奥さんに一生懸命苦労してもらったから、奥さんに元気にしてもらいたい。奥さんが「旅行に行きたい」とずっと言ってるから、連れて行きたい。

この30年間くらい、毎日ラジオ体操を続けている。朝6時に近くの公園に行き、有志が30人程度集まって、ラジオ体操をしている。ラジオ体操は、ゆったり動く等、自分なりのバージョンにもできるから、100歳まで続けられると思う。

## 本人との意見交換会① いただいたご意見

当日の意見交換会のご発言まとめ



認知症は、がんやその他の疾病等と同じものだと捉えている。「認知症だけが特別なものではない」という考え方方が浸透していくことを期待している。

認知症という言葉が独り歩きしているように感じる。認知症といつても様々な種類があるし、また同じ認知症でも、できることできないことは人によって異なる。

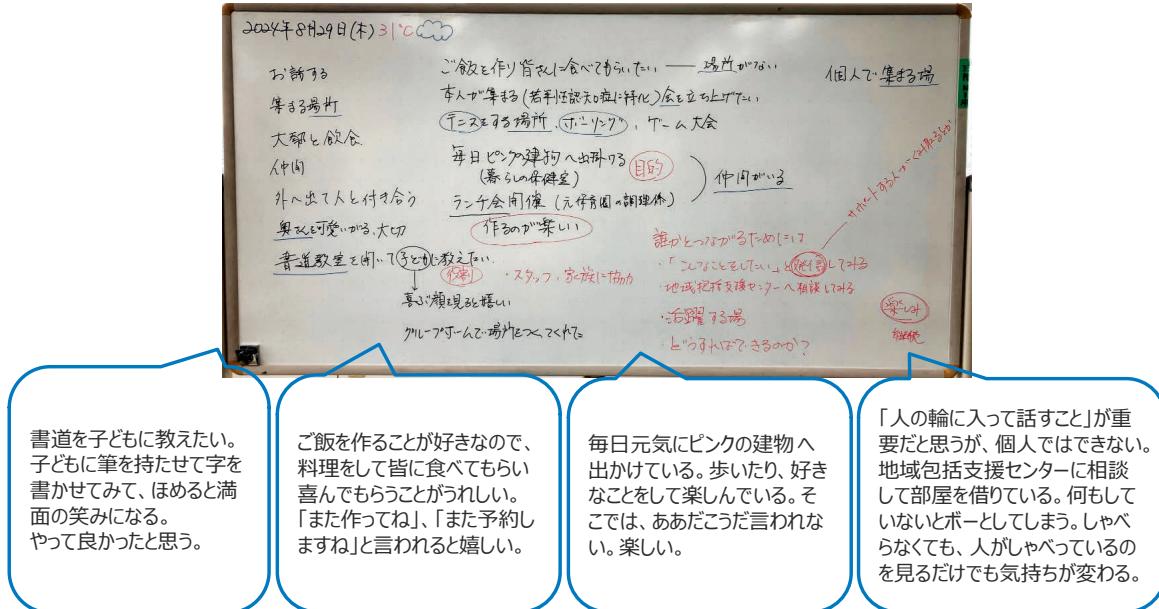
認知症になると外出したくなるが、「外出しやすい」、「活動しやすくなる」、「人が集まって話ができる」場所を作ることが重要。まずは外に出ることが何より大事である。

「人とつながる」ことが最も重要。気の合う仲間とつながる場所、そしてつながることができききっかけづくりが大事だと思う。なお、本人だけで集う場、家族だけで集う場で分けるかどうかはケースバイケースである。

医療機関で、対象疾患とは全く関係ないにも関わらず、若年性認知症に関する話を言及され、傷つけた経験がある。医療分野ではまだまだ古い認知症観が根強いと思う。

## 本人との意見交換会② いただいたご意見

## 当日の意見交換会のご発言まとめ



## 本人との意見交換会② いただいたご意見

## 当日の意見交換会のご発言まとめ

認知症になつたら「もうだめだ、何もできない」と思つていた。しかし、他の人の話を聞いたり、色々な場所に行つたりすると、「まだ会話ができる」「考えることができる」「外出ができる」ということが分かつてきました。

ただし、周りから偏見の目に見られることは今でも怖い。

安心して誤対産にはかる社会  
(偏見 差別ない)  
① 生きる社会

どうやら理解促進?  
人と人のつながり  
隣近所の支え合い  
かわいい言葉でみる  
二人で考えながら話す  
仲間意識  
“仲間”あつせい”  
日頃の会話  
新しい(いにしへ)  
心地よい

② 認知症に関するパワフルな言葉  
認知症といふ言葉を使ひむべし  
自然体が良いよね  
① 痴呆ではすましいことでも  
③ 困っていることを語る場  
④ 責任を持たせぬといふね  
運営予算  
どうやら理解促進?  
どうやら理解促進?  
どうやら理解促進?

「認知症」という言葉はあまり使わなくても良いのではないか。昔は「年寄りはぼけるもの」という時代だったので、皆あまり気張らなかつた。それが自然体で良い気がしている。困りごとが生じたら、それを克服するために頑張ることが一番である。そのためには家族や友人などの周囲の理解も必要。

### 【支援者からのご意見】

「ここに行けば必ず誰かがいる・困りごとを相談できる」場が、身近な環境にあることが必要。中清戸オレンジハウスも、数年かけて徐々にチーム員や本人・家族との間の関係性ができてきた。今では、困りごとややりたいこと、様々なことを共有し合える。そして、それぞれが他者の特に困りごとについては自分事のようにして考えている。こうした輪が広がっていくことを期待している。

## 【家族からのご意見】

家庭内でも、もの忘れはするが、認知症は特別視しないよう  
にしている。忘れることに悩むよりは、これから先の楽しいこと、  
出来ることに目を向ける、やっていくことが大事だと思う。  
また、予防をしたからといって認知症にならないわけでもない。  
これは認知症になった本人とその家族が一番理解している。  
「認知症予防」という言葉を聞くと我々が排除されていると  
感じ、良い気持ちがない。

## 家族との意見交換会①でいただいたご意見

### 【意見交換のテーマ】

- ・本人との関わりやこれまでの経験、困ったこと、支えになったこと
- ・家族の目線から、行政や地域に対して伝えたいこと 等

### 【家族からのご意見（一部）】

- ・仕事をしながらの介護は本当に大変だったが、家族の集いに参加して、自分の想いを吐露することができ、気持ちが楽になった。また、本人の気持ちが楽になると、自分も楽になることを気づいたときは、支え方が大きく変わった。
- ・地域の中でのカミングアウトしやすい場所づくりが重要。「本人・家族が積極的に、自発的に参加できる仕組みづくり」を行政に後方支援してほしい。
- ・認知症と診断されたら驚きや不安が勝り、今後のことを冷静に考えられないことが普通ではないか。診断時に口頭で多くの情報を伝えることは困難なので、落ち着いたときにしっかり考えられるよう、相談先のパンフレットを手渡すことが重要。
- ・家族が「知識が少ない」と非難されることもあるし、家族がいくら理屈を理解していても、家族に余裕がないと難しいため、改めて家族支援が重要と言える。

## 家族との意見交換会①でいただいたご意見

### 【アジェンダ】

- ・東京都認知症施策推進計画の基本的施策と目指す姿の8本柱
- ・家族の心のケアに関して大事にすべきポイント、具体的な支援策 等

### 【家族からの意見（一部）】

- ・家族は、生活において本人を支えることに一番苦労している。比重が大きいのは介護であるため、**認知症に特化した介護サービスの提供体制の整備**が求められる。
- ・若年性認知症の場合、本人が働いており、子どもがまだ小さいこともあるため、**介護する家族だけではなく、働いている若年性認知症の人本人に対する職場の理解**も重要。
- ・**様々な相談窓口の選択肢やきっかけがあることが望ましい。**24時間365日のレスポンスや匿名で相談できる等、できる限り相談のハードルを下げることが重要。相談してくる人は必ずしも答えを求めておらず、聞くだけでも助けになる。
- ・自身は家族会に出会うまで長い年月がかかった。**医療機関にかかるて直ぐにサポートを受けられることが理想。**ハンドブックだけでは何が必要なのかは理解することは難しいため、まずは何が必要なのか等、**すぐに相談できるコンシェルジュのような人の存在が重要。**

## 家族との意見交換会②でいただいたご意見

### 【意見交換のテーマ】

- ・本人との関わりやこれまでの経験、困ったこと、支えになったこと
- ・家族の目線から、行政や地域に対して伝えたいこと 等

### 【家族からのご意見（一部）】

- ・医療機関で「認知症の人は家族が付き添わないと入院できません」と言われたことがある。医療側での理解促進や、診断を受けた段階で、パンフレットや相談窓口・家族会などの情報を確実に届けることが重要。
- ・当時、若年性認知症の人も受け入れるデイサービスがあれば、離職には至らなかった。
- ・本人ミーティング等の活動は区内在住の人に限っていることも多く、近所であっても区がまたがると参加できないのが残念。
- ・出産年齢が上がり、子どもと親のダブルケアが必要になるケースも増えている。これまでは「配偶者」を支える家族会が多かったが、「子ども」世代を支えていくことも必要。
- ・〔本人からの意見〕診断時は茫然自失、頭が真っ白になった。医師から十分な説明はなく、片っ端から本を買ったが、いずれも負の情報のみ。家族会とつながることで、色々な情報を得られた。

## 家族との意見交換会②でいただいたご意見

### 【アジェンダ】

- ・東京都認知症施策推進計画の基本的施策と目指す姿の8本柱
- ・家族の心のケアに関して大事にすべきポイント、具体的な支援策 等

### 【家族からの意見（一部）】

- ・共生にあたっては、認知症の人が主体的に喜びを持って集う場に通う必要がある。そのためには、顔なじみになって当事者と信頼関係を築くことが重要であり、また、独居や日中一人でいる方を含め、集う場に同行することのできる仕組みが必要。
- ・年を取るとともに自然と認知症となりえることが、皆に広く受け止められるようになれば、共生社会の受け止め方も変わっていく。認知症になつてもこれまでの生活と変わりなくやりたいことが出来ると認識されれば、絶望せずに済む。
- ・家族にとっての心配は、診断された段階から始まるため、その段階から支援する人がいれば助かったと思う。本人・家族も変わっていく中で、「よくやっているよ」と言ってくれる人がいればホッとすることができ、そのような支援が求められている。
- ・地域包括支援センター等の職員は、責任があるため、安易に回答しにくい部分がある。行政ではない立場だからこそ、家族会の相談窓口で気軽に喋れることもある。

印刷物規格表第2類  
印刷番号（6）87

東京都認知症施策推進計画  
令和7年度～令和11年度

令和7年6月 発行

編集・発行 東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話番号 (03)5320-4276

印刷・製本 大和綜合印刷株式会社  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-12-11  
電話番号 (03)3263-5156





**リサイクル適性Ⓐ**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。